

札幌市職員定数条例の一部を改正する条例案  
令和3年(2021年)2月17日提出

札幌市長 秋元克広

札幌市職員定数条例の一部を改正する条例

札幌市職員定数条例(昭和27年条例第12号)の一部を次のように改正する。

- (1) 第1条第1号ア及びイを次のように改める。
  - ア 一般部局に属する職員(イからカまでに掲げる職員を除く。) 7,802人(福祉に関する事務所の職員1,470人を含む。)
  - イ 病院局に属する職員 1,109人
- (2) 第1条第1号エからカまでを次のように改める。
  - エ 交通局に属する職員 554人
  - オ 水道局に属する職員 616人
  - カ 下水道河川局に属する職員(下水道事業に従事する職員に限る。) 471人
- (3) 第1条第3号ア及びイを次のように改める。
  - ア 事務局及び学校以外の教育機関に属する職員 291人
  - イ 学校に属する職員 9,631人
- (4) 第1条第5号を次のように改める。
  - (5) 人事委員会事務局の職員 18人

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(理 由)

事務・事業の改廃等に伴い職員定数を改正するため、本案を提出する。

札幌市職員定数条例増減比較表

(単位:人)

(現行)	(改正)	(増減)	増	減	内	訳
第1条						
(1) 市長の補助機関である職員						
ア 一般部局に属する職員(イからカまでに掲げる職員を除く。)						
7,698	7,802	+104	}	新型コロナウイルス感染症対応に伴う増	+112	
				デジタル化の推進に向けた体制強化に伴う増	+10	
〔うち福祉に関する事務所の職員〕				重点施策事業の推進に伴う増	+22	
1,474	1,470	▲4		その他業務量の増加等に伴う増	+7	
				事務事業の見直し等に伴う減	▲47	
イ 病院局に属する職員						
1,099	1,109	+10		新型コロナウイルス感染症対応に伴う増	+10	
ウ 中央卸売市場に属する職員						
22	22	0				
エ 交通局に属する職員						
550	554	+4		その他業務量の増加等に伴う増	+4	
オ 水道局に属する職員						
617	616	▲1		事務事業の見直し等に伴う減	▲1	
カ 下水道河川局に属する職員 (下水道事業に従事する職員に限る。)						
475	471	▲4		事務事業の見直し等に伴う減	▲4	
(2) 議会事務局の職員						
36	36	0				

## 札幌市職員定数条例増減比較表

(単位:人)

(現行)	(改正)	(増減)	増	減	内	訳
(3) 教育委員会の職員						
ア 事務局及び学校以外の教育機関に属する職員						
290	291	+1			その他業務量の増加等に伴う増	+1
イ 学校に属する職員						
9,531	9,631	+100			重点施策事業の推進に伴う増	+116
					事務事業の見直し等に伴う減	▲ 16
(4) 選挙管理委員会の職員						
10	10	0				
(5) 人事委員会事務局の職員						
19	18	▲ 1			事務事業の見直し等に伴う減	▲ 1
(6) 監査事務局の職員						
27	27	0				
(7) 農業委員会の職員						
0	0	0				
(8) 消防職員						
1,733	1,733	0				